

各市町村歯科保健事業実施状況 アンケート集計結果



一般社団法人宮城県歯科医師会

地域保健部会

調査 令和8年2月

集計 令和8年4月

35 市町村 回答率 100%

1.妊産婦期

①妊産婦の歯科健康診査を実施していますか。

はい	27
いいえ	8

仙台市	通年で実施
大和町	町で、2カ月に1回程度の間隔でマタニティセミナーを実施 セミナー時、希望者に対し歯科医師による無料の歯科健診を実施
塩竈市	妊娠中期(随時)
多賀城市	通年実施
利府町	妊婦の歯科健康診査を妊娠5～7か月頃までに受診するよう推奨
名取市	通年
岩沼市	母子手帳交付から出産までの間(安定期16週～27週での受診を推奨している)
亶理町	母子健康手帳発行時に受診票を発行し、妊娠中(妊娠安定期や体調の良い時)に受診するように勧めている。
山元町	年度内と通して実施している
大河原町	母子健康手帳交付時に受診券を渡し、妊娠中に町内委託歯科医院にて受診
村田町	母子手帳交付時から出産前まで
柴田町	妊婦歯科健康診査受診券交付日から出産日まで
川崎町	妊娠中期頃の期間に委託歯科医療機関にて実施している
白石市	妊娠期間内に1回という設定のみ
蔵王町	通年
七ヶ宿町	通年
角田市	委託歯科医療機関にて、妊娠中に1回無料で実施
丸森町	妊娠16週～28週の安定期1回のみ。指定の歯科医院にて、個別で実施。
石巻市	通年で実施。受診券の有効期限は交付の日から出産までとし、安定期での受診を奨めている。
東松島市	母子健康手帳交付日以降、出産までとしているが、安定期(16～27週)の受診を勧めている
女川町	妊娠安定期
加美町	妊娠期(中期頃)
涌谷町	妊娠中期
登米市	母子手帳交付後から出産前まで(おすすめの期間としては12～27週)
栗原市	通年実施
気仙沼市	市内協力歯科医療機関にて、通年実施している。
南三陸町	通年実施

②妊産婦の歯科保健指導を実施していますか。

はい	32
いいえ	3

仙台市	妊婦歯科健康診査時
大和町	①と同様、母子手帳交付時
大郷町	母子健康手帳交付時
富谷市	妊婦とその配偶者(パートナー)を対象としたプレママ・プレパパ学級において妊娠期の口腔についてのリーフレットを配布し、歯磨きの大切さについて集団指導を実施している。
大衡村	母子健康手帳交付時
塩竈市	妊婦歯科健診
多賀城市	個別妊婦歯科健診、ハッピー♡パパママ学級産前教室にて実施
七ヶ浜町	母子手帳交付時
利府町	母子手帳交付時
名取市	母子手帳交付時
岩沼市	母子手帳交付時・妊婦歯科健診時
亶理町	歯科健康診査受診時に実施している。
山元町	妊婦歯科検診受診時に歯科医院で実施
大河原町	母子健康手帳交付時にリーフレット配布、希望者にRDテスト実施
村田町	母子手帳交付時
柴田町	母子手帳交付時に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等がパンフレットを使用し実施
川崎町	母子手帳交付時に保健師がパンフレットを配布している。歯ブラシセットをプレゼントしている。

蔵王町	母子健康手帳交付時
七ヶ宿町	通年
角田市	妊婦歯科健康診査時、各委託歯科医療機関にて実施
丸森町	上記①の際に、実施。
石巻市	妊婦歯科健康診査時に実施。
東松島市	歯科健康診査受診時
女川町	母子手帳交付時、妊婦訪問時
大崎市	健診と同日
加美町	妊娠期(中期頃)
涌谷町	母子手帳交付時
美里町	母子手帳交付時
登米市	歯科健診受診時
栗原市	・妊婦歯科健康診査時に医療機関で実施している。・市主催のパパママセミナーで実施している(年3回)。
気仙沼市	・妊婦歯科健康診査時において、協力歯科医療機関において実施・パパママ教室において実施
南三陸町	妊婦歯科健康診査時に実施

③妊産婦自身の歯、口、食生活、歯口清掃等に関する情報とともに、胎児、乳児の歯の発育と母体の栄養等について指導を行っていますか。

はい	32
いいえ	3

仙台市	子育てサポートブック「たのしねっと」を配布し、妊娠期から啓発を行っている
大和町	母子手帳交付時:個別面談、マタニティセミナー時:歯科健診
大郷町	母子健康手帳交付時に副読本等を用いて情報提供及び指導を行っている
富谷市	母子健康手帳交付時に妊婦の歯や歯科健診・食生活に関するリーフレットを配布し、希望者及び調査票で気になる記載のある妊婦には、個別で栄養士が栄養指導・相談を行っている。
塩竈市	母子健康手帳集団交付時、集団講話
多賀城市	母子手帳交付時、個別妊婦歯科健診時、ハッピー♡パパママ学級産前教室にて実施
松島町	母子手帳交付時に、食生活や栄養等について個別指導を実施している。
利府町	母子手帳交付時に集団指導を実施している
名取市	母子手帳交付時、リーフレットを用いて実施
岩沼市	母子手帳交付時にリーフレットを用いて説明
亘理町	母子健康手帳発行時に、保健師、助産師、看護師が保健指導を実施し、口腔ケアについてはスライドにて実施している。
山元町	母子手帳交付時に冊子やチラシを配布
大河原町	母子健康手帳交付時にリーフレットを使用して
村田町	母子手帳交付時に栄養士・歯科衛生士による個別指導
川崎町	母子手帳交付時に保健師が対応している
白石市	母子手帳交付時
蔵王町	母子健康手帳交付時に資料の配布・説明をしている
七ヶ宿町	母子手帳交付時の面談で行っている
角田市	母子手帳交付時 パンフレット配布
丸森町	母子手帳交付時の個別相談の際に、パンフレットやチラシを用いて説明している。
石巻市	妊婦歯科健康診査時にパンフレットを配布。
東松島市	母子健康手帳交付時にパンフレットとチラシを利用して実施
女川町	同上、リーフレットを用いて説明
大崎市	健診と同日 所定のパンフレットを用いて
色麻町	母子手帳交付時にパンフレット等を用いて指導
加美町	母子手帳交付時。面談時、妊婦自身に指導している。
涌谷町	母子手帳交付時、保健師がパンフレットを使用して実施
美里町	母子手帳交付時に保健師・助産師がリーフレットを使用し説明している
登米市	毎年サロン等で行っている
栗原市	・母子健康手帳交付時に説明している。 ・市主催のパパママセミナーで資料を用いて説明をしている(年3回)。 ・妊娠8か月アンケート送付時に資料を配布し、啓発を行っている。
気仙沼市	・妊娠届出時にパンフレット等を活用し保健師・看護師が指導を行っている。 ・妊婦歯科健康診査時に、歯科医師、歯科衛生士より指導を行っている。 ・パパママ教室時に、栄養士・歯科衛生士より指導を行っている。

南三陸町	母子手帳交付時にアンケートを活用しながら実施
------	------------------------

④ ①②③いずれも行っていない場合、実施が難しい理由をお答え下さい。

該当市町村なし

2.乳幼児期

①1歳6ヶ月児歯科健康診査の前に歯科健康診査及び歯科保健指導を実施していますか。

歯科健康診査のみ	0
歯科保健指導のみ	25
両方同時	5
実施していない	5

歯科保健指導のみ					
大和町	大郷町	富谷市	塩竈市	多賀城市	松島町
利府町	名取市	亶理町	山元町	大河原町	村田町
柴田町	川崎町	白石市	蔵王町	角田市	石巻市
女川町	大崎市	涌谷町	美里町	栗原市	気仙沼市
南三陸町					

両方同時				
仙台市	大衡村	七ヶ浜町	岩沼市	七ヶ宿町

実施していない				
丸森町	東松島市	色麻町	加美町	登米市

②1歳6ヶ月児歯科健康診査から3歳児歯科健康診査までに、歯科健康診査及び歯科保健指導を実施していますか。

歯科健康診査のみ	1
歯科保健指導のみ	0
両方同時	34
実施していない	0

歯科健康診査のみ	
色麻町	2歳6か月児を対象とし、歯科健康診査を実施

両方同時	
仙台市	2歳6か月児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導を実施している。
大和町	2歳6か月児を対象に歯科健診を実施 健診内で歯科衛生士による集団指導と診察で有所見者となった方を対象に個別指導
大郷町	2歳児健康診査時に、歯科健康診査及び歯科保健指導を行っている。
富谷市	2歳6か月～2歳8か月頃の児を対象に、2歳6か月児歯科健診を年18回実施。歯科医師による診察・指導、フッ素塗布、歯科衛生士による個別相談等を行っている。
大衡村	幼児歯科健診時 歯科保健指導はCO等の方や希望者に実施している。
塩竈市	2歳6か月～3歳になる前の幼児に対し、2歳6か月児歯科健診(集団)を実施。
多賀城市	2歳6か月児を対象に歯科健康診査、集団講話、個別指導を実施
松島町	2歳6か月児歯科健康診査を実施している。むし歯予防及びフッ化物塗布についてパンフレットを配布し、歯科保健指導を行っている。
七ヶ浜町	2歳6ヶ月・歯科健診
利府町	2歳6ヶ月児歯科検診で歯科医師による診察及び集団指導と歯科衛生士による個別指導の実施
名取市	2歳6か月児歯科健康診査 集団歯科保健指導、必要に応じて個別指導
岩沼市	2歳6か月児 歯科健診と集団でのブラッシング指導 必要時個別指導を実施
亶理町	2歳6か月児歯科健康診査を実施し、歯科健康診査、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布を実施している。
山元町	2歳半に幼児歯科健診として集団健診を実施
大河原町	1歳10カ月児相談、2歳6カ月児歯科健康診査
村田町	2歳6か月児歯科健診で歯科医師による歯科健診・歯科衛生士による歯科保健指導

柴田町	2歳児歯科健康診査にて、歯科健康診査、集団指導、個別指導を実施
川崎町	2歳6ヶ月児歯科検診に集団指導、個別指導を実施している。
白石市	2歳6か月児親子歯科健康診査時に歯科医師による歯科診察後に歯科衛生士による歯科保健指導を行っている。
蔵王町	2歳半頃に集団健診にて実施
七ヶ宿町	2歳6か月児健診のときに実施している
角田市	2歳6か月児歯科健康診査 歯科健診と集団での保健指導を実施
丸森町	1歳11か月～2歳2か月の期間に使用できるフッ素塗布無料券を配布し、指定歯科医院での歯科健診及び歯科保健指導を実施。 2歳3か月～2歳8か月児を対象に、2歳児歯科健診を実施し、歯科健診及び、ハイリスクの方に歯科保健指導を実施。
石巻市	2歳児歯科健康診査を実施(対象2歳6～7か月児)
東松島市	2歳 歯科健康診査(う歯リスクチェックと保健指導)
女川町	2歳6か月児に集団健診と指導
大崎市	2歳6か月を対象に集団健診として実施
加美町	2歳6か月児歯科健診。歯科健康診査及びブラッシング指導。
涌谷町	2歳7～8ヶ月児 集団健診の実施
美里町	2歳6か月児を対象とした2歳児健診において歯科健診とその結果に基づいた保健指導を実施
登米市	2歳6か月児、2歳6か月児歯科相談で歯科保健指導を実施。3歳児(満3歳児)、個別歯科健診を実施。
栗原市	・2歳児歯科健康診査として、2歳0か月～2歳1か月児を対象に、市内指定歯科医院での個別受診により歯科健康診査及び歯科保健指導を実施している。 ・2歳6か月児歯科健康診査として、2歳6か月児を対象に、集団歯科健康診査と集団・個別両方の歯科保健指導を実施している。
気仙沼市	・2歳6か月児健康診査において実施している。
南三陸町	2歳フッ素で口頭で歯科保健指導の実施。2歳半歯科健康診査で歯科診査の実施及び歯科衛生士が歯科講話の実施

③1歳6ヶ月児歯科健康診査から3歳児歯科健康診査までに、歯科予防処置等の指導を実施していますか。

はい	28
いいえ	7

仙台市	各幼児健診において、リーフレット等によりフッ化物の応用やシーラントについて等の保健指導を実施している。
大和町	②と同様 希望者にフッ素塗布を実施
大郷町	1歳6か月児歯科健康診査時、希望者にフッ化物配合歯磨き剤を配布。
富谷市	2歳6か月～2歳8か月頃の児を対象に、2歳6か月児歯科健診を年18回実施。歯科医師による診察・指導、フッ素塗布、歯科衛生士による個別相談等を行っている。
塩竈市	2歳6か月児健診にて、フッ素塗布・歯科指導を行っている。
多賀城市	2歳6か月児歯科健康診査時、希望者にフッ化物塗布を実施
松島町	2歳6か月児歯科健康診査を行い、診察後にフッ化物(フルオールゼリー)を歯ブラシで塗布している。
七ヶ浜町	2歳6ヶ月・ブラッシング指導
利府町	2歳6ヶ月児歯科検診時に希望者へフッ素塗布を実施
名取市	2歳6か月児歯科健康診査、歯科医師がフッ化物歯面塗布を歯ブラシ法で実施
亘理町	2歳6か月児歯科健康診査を実施し、歯科健康診査、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布を実施している。
山元町	2歳半に幼児歯科健診として歯科健診、フッ化物歯面塗布を実施
大河原町	2歳6カ月児歯科健康診査
村田町	2歳6か月児歯科健診で希望者にフッ素塗布、染め出し、歯科指導
柴田町	2歳児歯科健康診査にて、希望者へ歯科医師よりフッ化物塗布を実施している
川崎町	幼児健診(1歳6ヶ月児、2歳6ヶ月児、3歳6ヶ月児) 希望者に対してフッ化物歯面塗布を実施している。
白石市	2歳6か月児親子歯科健康診査時に歯科衛生士によるフッ化物歯面塗布を行っている。
角田市	2歳6か月児歯科健康診査 希望者に無料でフッ化物塗布を実施
丸森町	1歳11か月～2歳2か月の期間に使用できるフッ素塗布無料券を配布。 2歳児歯科健診での希望者へのフッ化物歯面塗布を実施。
石巻市	2歳児歯科健康診査時に希望者にフッ化物歯面塗布を実施。
東松島市	2歳 希望者へフッ素塗布
女川町	2歳6か月児にフッ素塗布
大崎市	2歳6か月時に集団健診の場面で希望者に対して歯科衛生士による歯ブラシ塗布法にて実施

加美町	2歳6か月児歯科健診。希望者にフッ素塗布。
登米市	2歳6か月児で集団指導及びブラッシング指導を個別に実施。
栗原市	・2歳児歯科健康診査と2歳6か月児歯科健康診査において、希望者にフッ化物歯面塗布を実施している。
気仙沼市	2歳6か月児健診において、フッ化物塗布を実施している。
南三陸町	2歳フッ素塗布の実施。2歳半歯科健康診査でフッ素塗布の実施。

④3歳児歯科健康診査の結果、貴市町村の一人平均むし歯数についてお答え下さい。

(本)

市町村	令和6年度	市町村	令和6年度
仙台市	0.25	白石市	0.29
大和町	0.30	蔵王町	0.76
大郷町	0.69	七ヶ宿町	1.40
富谷市	0.15	角田市	0.43
大衡村	0.04	丸森町	0.08
塩竈市	0.28	石巻市	0.54
多賀城市	0.44	東松島市	0.48
松島町	0.61	女川町	0.70
七ヶ浜町	0.40	大崎市	0.29
利府町	0.30	色麻町	1.40
名取市	0.41	加美町	0.31
岩沼市	0.38	涌谷町	0.43
亶理町	0.30	美里町	0.28
山元町	0.00	登米市	0.54
大河原町	0.36	栗原市	0.27
村田町	0.64	気仙沼市	0.28
柴田町	0.49	南三陸町	0.31
川崎町	0.66		

⑤3歳児歯科健康診査から就学时歯科健康診断前の幼児について、歯科健康診査を実施していますか。

はい	10
いいえ	25

多賀城市	幼稚園・保育所において3・4・5歳児対象、年2回実施
松島町	幼稚園・保育所にて年2回歯科検診を実施している。
名取市	幼稚園、保育所で嘱託歯科医師が3歳4歳5歳児に年1～2回実施
柴田町	町立保育所入所児(年2回)
川崎町	0～5歳 年2回
蔵王町	4～5歳 年2回
七ヶ宿町	4、5歳に1回ずつ
石巻市	市立保育所において2回、市立幼稚園において年1回実施(0～5歳児)
東松島市	0歳～5歳児 公立保育所にて年二回
大崎市	公立保育所子育て支援総合施設の4歳児5歳児に年2回

⑥3歳児歯科健康診査から就学时歯科健康診断前の幼児について、歯科保健指導を実施していますか。

はい	20
いいえ	15

仙台市	保育所・幼稚園・認定こども園を通じて、園児等(0～5歳児)に実施している。
多賀城市	依頼のあった保育施設において3～5歳児対象、各所年1回実施
松島町	幼稚園・保育所の5歳児(年長児)クラスを対象に、むし歯予防や歯みがき指導を中心とした巡回指導を年5回実施している。
利府町	親子相談1回/月 希望者に対して予約制で歯科衛生士が相談及び歯科保健指導を実施
名取市	依頼のあった保育施設へ3歳～5歳児対象に年1～2回実施
岩沼市	公立保育所4～5歳児に対し年1回はみがき指導を実施
亶理町	町内児童福祉施設4歳児、5歳児クラスを対象に各施設年1～4回程度実施している。
山元町	5～6歳に年度内1回、「元気やまもとみんなの健康まつり」で年長児とその保護者に対し、歯科医師による講話や歯科衛生士によるむし歯予防啓発を行っている
村田町	3. 4. 5歳に年2回
川崎町	3～5歳 10回以上

白石市	・3歳6か月児健診時にむし歯や不正咬合のあった児に対して、5歳児健診の際に歯科衛生士による個別面談を実施。 ・依頼のあった幼稚園保育園の4,5歳児とその保護者を対象に親子歯みがき教室を実施。
七ヶ宿町	4、5歳に1回ずつ
角田市	3～5歳 要望のあった施設で年1回実施
丸森町	満5歳で1回
石巻市	・市内認可保育所(4～5歳児)においてお口の健康教室を実施している。年に1保育所で1～2回実施。 ・市内子育て支援センター等において、0歳から就学前の児とその保護者を対象にむし歯予防等に関する歯科保健指導を実施。年に1施設1～3回実施。
女川町	3～5歳に1回
大崎市	公立保育所子育て支援総合施設の4歳児5歳児に年一回以上
涌谷町	3～5歳 町内保育施設年1回歯磨き教室/フッ化物洗口実施施設月1回程度歯磨き状況の確認
美里町	毎年6月に町立幼稚園、保育所及び認定こども園に出向いて「むし歯予防教室」を実施している。また、保護者あてに幼児のむし歯予防を啓発するリーフレットを配布している。
気仙沼市	・保育所等において、3歳児～6歳児及び保護者を対象に親子ブラッシング教室を、年に6～8施設において実施。

⑦3歳児歯科健康診査後、歯科予防処置等の指導を実施していますか。

はい	11
いいえ	24

仙台市	3歳児歯科健康診査終了後、リーフレット等を通じて定期健診と予防処置のための継続受診の必要性を指導
松島町	幼稚園(全クラス)・保育所(5歳児・4歳児クラス)において、週1回のフッ化物洗口を実施している。
名取市	市立保育所3か所ですフッ化物洗口(週5回法)を実施
亘理町	町内児童福祉施設4歳児、5歳児クラスを対象にフッ化物洗口を実施している。
村田町	保育所・幼稚園の年中・年長児へフッ化物洗口(4月～3月まで週5日法) 保育所・幼稚園の年少・年中・年長児へ歯みがき指導(年2回)
川崎町	5月～翌年3月まで 認定こども園の4～5歳児にフッ化洗口を実施している。
白石市	市内一部の幼稚園保育園の4,5歳児クラスを対象にフッ化物洗口を実施。
石巻市	保育所や幼稚園、子育て支援センターにおける保護者向けの講話に、フッ化物等に関する内容を取り入れている。
女川町	保育所年長児へフッ化物洗口
大崎市	公立保育所子育て支援総合施設の4歳児5歳児にフッ化物洗口を実施
南三陸町	3歳児のフッ素塗布の実施(個別)

⑧3歳児のむし歯対策についてお聞きします。歯科健康診査以外で取り組んでいることなど貴市町村の対策をお知らせください。

仙台市	保育所・幼稚園・認定こども園を通じて、フッ化物の啓発や保健指導を実施している。
大和町	子育てすこやか相談(月1回)で歯科衛生士による歯科相談を実施
大郷町	リーフレットを活用し、乳歯をむし歯にしない歯磨きのコツや、乳歯の役割等について情報提供及び指導を行っている。
富谷市	間食の摂り方や歯磨きの大切さについて、必要な方に対して栄養士や歯科衛生士より個別指導を行っている。
大衡村	村のイベントに歯科医師を招いて歯科相談を実施した。
塩竈市	健診時にフッ素塗布を実施している。
多賀城市	・個別妊婦歯科健診時に保健指導、産前教室で集団講話 ・3～4か月児健診時歯科保健資料配布 ・離乳食教室(離乳完了期コース)において集団講話、個別指導 ・1歳児育児体験事業で集団講話、個別指導 ・1歳6か月・2歳6か月児健診で集団講話、個別指導 ・1歳6か月・2歳6か月・3歳児健診時、希望者にフッ化物塗布 ・依頼のあった保育施設・児童館・子育てサポートセンターにおいて乳幼児をもつ保護者や幼児を対象に集団講話、個別指導
松島町	3歳6か月児健康診査では、医師による口腔診察・フッ化物塗布後、歯科衛生士が受診者全員に対して個別の保健指導を行っている。
七ヶ浜町	町子育てポータルサイトでの啓発
利府町	親子相談1回/月 希望者に対して予約制で歯科衛生士が相談及び歯科保健指導を実施
名取市	7か月児健康相談や10か月の離乳食セミナー(希望者)の歯科保健指導
岩沼市	乳幼児健診でむし歯にり患かつ歯科受診をしていない家庭に対し、健診後受診の確認TELをしている。

亘理町	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児健康診査や健康相談時に望ましい食生活や歯科保健指導を継続実施している。 ・子育て支援事業と連携し、町内の児童福祉施設を対象に歯科保健指導を実施している。 ・3歳児健康診査でむし歯が多かった場合は、個別指導を実施している。
山元町	3歳児健診でむし歯のない子へ賞状・メダルの授与をし、町の広報に写真・氏名を掲載している
大河原町	離乳食教室、1歳お誕生相談（歯垢染出し）、1.6健診にて仕上げ磨き用歯ブラシ配布。 2.6歯科健診、3.6健診にて幼児用歯ブラシ配布。
村田町	<ul style="list-style-type: none"> ・健診時に歯の染め出し・歯科衛生士による個別指導・希望者にフッ素塗布 ・むし歯のあった子への受診勧奨の通知（受診確認できるまで） ・幼稚園、保育所での歯科講話 ・3歳児健診でむし歯のない子に賞状を配布し、写真とコメントを広報に掲載
柴田町	妊娠期から妊婦と産まれる子の口腔衛生の向上、かかりつけ医を作ることを中心に妊婦歯科健康診査を実施。母子保健事業での集団、個別指導を実施。2歳児歯科健康診査時、希望者へ歯科医師によるフッ化物塗布の実施。
川崎町	子育て支援センターの食育の会(4回) 歯科衛生士と管理栄養士とお口の育ちと離乳食の進め方について 乳幼児の喉突き事故や誤飲について 1歳お誕生日訪問事業では管理栄養士と個別指導で全戸訪問している
白石市	2歳6か月児、3歳6か月児の保護者に対し、「お口の健康アンケート」としておやつや仕上げみがきに関する詳しいアンケートを記入してもらい、東北大メディカルメガバンク協力のもと実態把握をしている。また、その結果を基に広報誌にてむし歯予防の周知を行っている。
蔵王町	乳幼児健診後、歯科受診が必要な児へ受診状況の確認のため、案内通知の送付、受診結果を追跡している。
七ヶ宿町	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士による個別のブラッシング指導とフッ化物塗布 ・保健師と栄養士による個別相談
角田市	RDテストの実施(3～5か月児健康診査では保護者、1歳のおたんじょう相談ではお子さんへ) 1歳6か月児健康診査と2歳6か月児健康診査にて、希望者に無料でフッ化物塗布を実施 3歳児健康診査にて、むし歯のなかったお子さんに対し、賞状の配布と広報への名前掲載
丸森町	3歳児健診の歯科診察で、むし歯リスクが高い対象児の保護者に対し、歯科衛生士による個別ブラッシング指導を実施。歯科健診の結果、Coを含むむし歯等のあった方に対し、紹介状を渡し、早期受診を促している。
石巻市	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園にてお口の健康教室を開催し、むし歯予防を啓発している。(希望があれば親子向けの講話も行っている) ・市内子育てサークル・子育て支援センター・歯科相談の場を通して食生活や生活リズム、仕上げ歯みがきの大切さなどむし歯予防について啓発。
東松島市	1歳6か月児健診、2歳児歯科健診時に問診票で生活習慣や歯みがき習慣について確認し、う歯リスクをチェック。リスクのある児には歯科衛生士による個別指導を実施。
女川町	フッ化物の有効性、虫歯予防の啓発
大崎市	妊婦歯科健診事業の達成目標の一つとして位置づけ、子どものむし歯予防も含め健診内容を組み立てている。地区の健康教室や地区組織の育成研修の場面を活用し3歳児のむし歯の状況を伝え、世代を通じて健康づくりができるよう取り組んでいる
色麻町	3歳児健診でむし歯がないと判断された児について、広報紙に写真とコメントを掲載している。
加美町	園での虫歯予防教室やブラッシング教室
涌谷町	<ul style="list-style-type: none"> 4ヶ月児健診：保護者への口腔ケアの啓発 7ヶ月児相談：口腔内観察と仕上げ磨きのすすめ 1歳2ヶ月児相談：口腔内観察と歯磨き指導 1歳6ヶ月児健診：ハイリスク者複数回呼び出し、歯科医師によるフッ化物塗布 2歳6ヶ月児健診：歯科指導、受診状況の把握
美里町	町立幼稚園、保育所、認定こども園でのむし歯予防教室
登米市	特になし
栗原市	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査会場で資料の掲示をしている。 ・3歳児健康診査でむし歯のない子の写真を広報に掲載している。 ・歯科健康診査時、希望者にフッ化物歯面塗布を実施している。
気仙沼市	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦歯科健康診査において、気仙沼歯科医師会と共同で作成したチラシを用いて歯科保健指導を実施。妊娠期からのむし歯予防を強化している。 ・各乳幼児健診において、歯科講話やブラッシング指導を実施。 ・4か月児健診時：歯ぐきのマッサージやお口の周りの触れ合い遊び、仕上げ磨き体制等を指導。 ・1歳6か月児健診・2歳6か月児健診時：仕上げ磨き体験、歯科衛生士による個別指導。 ・離乳食教室・幼児食教室において、歯科・栄養講話、個別ブラッシング指導。
南三陸町	フッ化物洗口事業参加施設で保護者に対し、歯科衛生士による講話の実施。子育て支援センターで歯科衛生士による講話の実施。3歳児健康診査でむし歯のなかった子どもは町の広報誌へ掲載。

⑨フッ化物の応用について伺います。むし歯予防、減少にはフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口が有効であるということを認識していますか。

はい	35
いいえ	0

⑩歯の萌出後から1歳6ヶ月児歯科健康診査までに歯科保健事業の一環としてフッ化物応用(歯面塗布、洗口等)を行っていますか。

歯面塗布のみ	5
洗口のみ	0
両方	0
いいえ	30

⑪1歳6ヶ月児歯科健康診査から3歳児歯科健康診査までに歯科保健事業の一環としてフッ化物応用(歯面塗布、洗口等)を行っていますか。

歯面塗布のみ	28
洗口のみ	1
両方	0
いいえ	6

⑫3歳児歯科健康診査から就学时歯科健康診断までに歯科保健事業の一環としてフッ化物応用(歯面塗布、洗口等)を行っていますか。

歯面塗布のみ	3
洗口のみ	16
両方	1
いいえ	15

⑩～⑫を実施されている場合、いつ頃にどのような方法で行っているかお答えください。

仙台市	⑩生後8か月から1歳6か月に達する前日までの児を対象に、登録歯科医療機関でフッ化物歯面塗布を受けることができる。受診者数3,369人(令和6年度実績) ⑫保育所・幼稚園・認定こども園181施設で、主に4・5歳児が集団フッ化物洗口を実施している。
大和町	2歳6か月児を対象に歯科健診を実施 健診内フッ化物の歯面塗布を行っている。 施設数 1カ所 実施人数 健診受診者167人 うちフッ化物の歯面塗布159人(R6年度)
富谷市	1施設(子育て支援センター)にて、令和6年度2歳6か月児歯科健康診査受診者のうち希望者に対しフッ化物歯面塗布を実施。同健診対象者 387人 受診者数 353人 フッ化物歯面塗布者数 310人。
塩竈市	・2歳6か月児健診にて希望者に対しフッ素塗布を実施している。 ・施設:1カ所(保健センター) ・実施人数162人(R6年度)
多賀城市	・1歳6か月・2歳6か月・3歳児健診で希望者にフッ化物塗布 ・一部幼稚園にてフッ化物洗口を実施(年少～年長児)
松島町	・1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診でフッ化物塗布を実施している(R6:143人) ・町内幼稚園・保育所において週1回フッ化物洗口を実施している(R7:町内3箇所、計92人)
利府町	⑩について 2歳6ヶ月児歯科検診時に希望者へフッ素塗布を実施 施設は1箇所のみ利府町保健福祉センターを会場に令和6年度は187人実施 ⑫について いつ:昼食後の歯磨き後 どのように:ポンプ2・3プッシュ分を口に含み、30秒程度うがいをする 施設数:1施設 実施人数:80名程度
名取市	⑩2歳6か月児歯科健康診査時、フッ化物歯面塗布者538人 ⑫市立保育所3カ所で、フッ化物洗口(週5日法)4歳5歳児合計113人
岩沼市	フッ化物洗口の実施を希望する保育所(園)、幼稚園、認定こども園の年長児を対象に週5回法を実施。11施設、162人
亶理町	⑩2歳6か月児歯科健康診査を実施し、歯科健康診査、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布を実施している。(令和6年度:受診者181名に対して174名に実施) ⑫町内の児童福祉施設の4歳児、5歳児クラスを対象にフッ化物洗口を実施している。(令和6年度:1施設 44名参加)

山元町	年度内を通して町内幼稚園・保育所の3ヶ所の年中・年長児(約80人)に対してフッ化物洗口を実施
大河原町	2歳6か月歯科健康診査時に保健センターで歯面塗布 R6年106人
村田町	①2歳6か月児歯科健診 フッ素塗布 保健センター 35人 ②4月～ フッ化物洗口 町内保育所・幼稚園の年中、年長児 90人
柴田町	2歳児歯科健康診査時に、希望者へ歯科医師によるフッ化物塗布を実施。実施施設:健診会場1か所、実施人数:174人(R6.4月～R7.3月)町立保育所2か所で4歳児、5歳児対象、希望者へフッ化物洗口事業を実施。町立保育所2か所、実施人数:84人
川崎町	1歳6ヶ月児(25名)、2歳6ヶ月児(21名)、3歳6ヶ月児(33名)計79名希望者に歯科医師によるフッ化物歯面塗布を実施。認定こども園(4歳児41名、5歳児33名)、計74名に希望者によるフッ化物洗口を実施している
白石市	①2歳6か月児親子歯科健康診査時に歯科衛生士によるフッ化物歯面塗布を行っている。令和6年度の実施人数は131人。 ②市内一部の幼稚園保育園8施設にて、真水でのブクブクうがい練習を行ったあと、保健師・歯科衛生士が園訪問をして実施環境やブクブクうがいの上達具合を確認。その後、保育士見守りのもと毎日昼食後に実施している。令和6年度の実施人数は187人。
蔵王町	通年 週5法 3施設 80人
七ヶ宿町	幼児健診のときに歯科衛生士が行っている 施設数:1 実施人数:30人
角田市	1歳6か月児健康診査と2歳6か月児歯科健康診査の歯科診察の場面で実施 実施人数:1歳6か月児健康診査100名、2歳6か月児歯科健康診査114名
丸森町	・1歳11か月～2歳児33名に対し、指定歯科医院で実施しているフッ素塗布無料券を配付。その内5名が利用。 ・2歳児歯科健診にて、対象児32名に対し、希望者32名にフッ化物歯面塗布を実施。 ・町内3保育施設のうち、1施設4・5歳児10名のうち、希望者9名に対し、昼食後の歯磨き後にフッ化物洗口を実施。
石巻市	2歳児歯科健康診査時に希望者にフッ化物歯面塗布を実施。歯科診察後に歯科医師または歯科衛生士が綿棒を用いて塗布。 令和6年度実績:実施施設3(2歳児歯科健康診査会場数) 実施人数601人(93.6%)
東松島市	2歳児歯科健診 フッ素歯面塗布 1施設 216人
女川町	保育所入所年長児へ平日に2施設で26人実施
大崎市	1歳6か月児健診552人、2歳6か月児歯科健診498人、3歳児健診590人(全て同一施設で各毎月2回実施)公立保育所子育て支援総合施設7か所4歳児5歳児331人
加美町	3歳児健康診査で希望者にフッ素塗布を実施。1施設。99人。3歳児健診以降はなし。
涌谷町	【歯面塗布】1歳6ヶ月児健診時 歯科医師が対象者+ハイリスク者へ塗布 39+3人(R6年度) 【洗口】3歳児健診時 56人(R6年度) 【洗口】幼児施設 毎日法 4施設 90人(R6年度)
美里町	フッ化物洗口を町立保育所(1か所)の5歳児23人に実施
栗原市	・市内指定歯科医院で実施している2歳児歯科健康診査時に、歯科医師または歯科衛生士によるフッ化物歯面塗布を希望者に実施している。施設数26か所。受診者数104人、塗布者数96人。(令和7年12月末現在) ・集団健診として実施している2歳6か月児歯科健康診査時に、歯科医師または歯科衛生士によるフッ化物歯面塗布を希望者に実施している。施設数1か所。受診者数131人、塗布者数121人。(令和7年12月末現在)
南三陸町	1歳6か月児健康診査・フッ素集団塗布・33人 2歳フッ素塗布・フッ素集団塗布・30人 2歳半歯科健康診査・フッ素集団塗布・43人 3歳・フッ素個別塗布・町内歯科医院2施設・18人 4、5歳・フッ化物洗口・町内6施設・109人 (※R7.4～R8.1)

⑬歯科保健事業の一環としてフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口のいずれも行っていない場合、実施が難しい理由をお答え下さい。

市町村	理由
大郷町	保護者の理解や町の体制が整っていないため。
大衡村	村立の保育施設はないが、村内の保育施設2園中1園ではフッ化物洗口を実施してもらっている。もう1園からはなかなか協力が得られない。
七ヶ浜町	実施体制の整備
色麻町	地区歯科医師会との連携と町の体制が整っていないため

3.学齡期

①学校との連携のもと、児童生徒を対象にした歯科保健活動を実施していますか。

はい	22
いいえ	13

②貴市町村における12歳児(中学1年生)の一人平均むし歯数(永久歯)をお答え下さい。

(本)

市町村	令和6年度	市町村	令和6年度
仙台市	0.45	白石市	0.94
大和町	0.36	蔵王町	0.80
大郷町	0.94	七ヶ宿町	3.17
富谷市	0.45	角田市	1.10
大衡村	0.29	丸森町	0.34
塩竈市	0.64	石巻市	0.97
多賀城市	0.39	東松島市	0.97
松島町	0.48	女川町	0.80
七ヶ浜町	0.96	大崎市	0.72
利府町	0.70	色麻町	0.45
名取市	0.74	加美町	0.69
岩沼市	0.90	涌谷町	1.10
亶理町	0.69	美里町	0.86
山元町	0.58	登米市	0.97
大河原町	0.42	栗原市	0.70
村田町	2.22	気仙沼市	1.06
柴田町	1.05	南三陸町	1.32
川崎町	0.16		

4.成人期・高齢期

①貴市町村では歯周疾患検診を主とした成人歯科健診を実施していますか。

実施している	35
実施していない	0

②歯周疾患検診の対象者について、何歳で実施しているかお答えください。

仙台市	20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳
大和町	20、30、40、50、60、70歳
大郷町	20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳
富谷市	20・30・40・50・60・70歳
大衡村	20、30、40、50、60、70歳
塩竈市	20.30.40.50.60.70
多賀城市	20歳～70歳の5歳刻み
松島町	20、30、40、50、60、70歳
七ヶ浜町	20・30・40・50・60・70歳
利府町	当該年度末に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の町民
名取市	20歳30歳40歳50歳60歳70歳
岩沼市	20、30、40、50、60、70歳
亶理町	20.30.40.50.60.70歳
山元町	21、31、41、51、61、71歳
大河原町	20.30.40.50.60.70歳
村田町	国保加入者 満40歳～満65歳 国保以外 40・45・50・55・60歳(節目)
柴田町	20.30.40.50.60.70歳
川崎町	18歳～85歳までの町民在住
白石市	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳
蔵王町	20.30.40.50.60.70.45.55.65
七ヶ宿町	20～70歳の5歳きざみ

角田市	20, 30, 40, 50, 55, 60, 65, 70歳
丸森町	20歳から70歳までの5歳刻みの年齢に達する町民
石巻市	20, 30, 40, 50, 60, 70歳
東松島市	20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳
女川町	20, 30, 40, 50, 60, 70歳
大崎市	20.30.40.50.60.70歳
色麻町	20歳から70歳までの5歳刻み
加美町	30.40.50.60.70歳
涌谷町	20歳、30歳以上の申込者
美里町	20歳以上
登米市	40歳、50歳、60歳、70歳
栗原市	20・30・40・50・60・70歳
気仙沼市	20・30・40・50・60・70歳
南三陸町	20.30.40.45.50.55.60.65.70

③歯周疾患検診の実施方法について、当てはまるもの1つを選択してください。

歯科医師会に委託	35
大学の医局に委託	0
健診専門機関に委託	0
その他	0

④歯周疾患検診の受診率についてお答え下さい。
(%)

市町村	令和6年度	市町村	令和6年度
仙台市	9.2	白石市	13.3
大和町	9.1	蔵王町	11.8
大郷町	7.5	七ヶ宿町	14.0
富谷市	6.0	角田市	7.3
大衡村	7.2	丸森町	8.3
塩竈市	5.8	石巻市	7.6
多賀城市	8.0	東松島市	3.4
松島町	1.1	女川町	7.2
七ヶ浜町	2.4※ ¹	大崎市	2.1
利府町	11.7※ ²	色麻町	9.2
名取市	7.9	加美町	12.6
岩沼市	8.2	涌谷町	6.7
亘理町	11.5	美里町	1.7
山元町	10.3	登米市	15.3
大河原町	9.6	栗原市	10.6
村田町	5.4	気仙沼市	8.3
柴田町	6.9	南三陸町	5.9
川崎町	64.9		

※¹(R6は40・50・60・70歳を対象としている)

※²(令和6年度は40歳、50歳、60歳、70歳の町民を対象に実施)

⑤歯周疾患検診後の事後処置・指導「重点健康相談(歯周疾患)」は行っていますか。

はい	13
いいえ	22

はいの場合、いつ頃にどのような方法で行っているかお答え下さい。

仙台市	登録歯科医療機関において、問診や口腔診査の結果に応じて個別指導を実施
大郷町	歯周疾患検診終了後に、町プログラムに基づき実施している。
名取市	検診時各歯科医療機関で健診結果、問診の状況に応じて実施
岩沼市	検診受診時、結果通知の際に歯科医院で実施
柴田町	受診時に歯科医師の判断により実施
川崎町	成人歯科検診後の結果医師判断により、訪問や電話で対応し、早期受診を図っている
白石市	1年後に委託歯科医院へ依頼して実施している。
石巻市	健診時に医療機関において、保健指導まで含めて実施していただくよう委託している。
大崎市	健診と同日

加美町	実施医療機関ごとに個々の状況に応じた指導を実施。
美里町	①歯周疾患健診時に歯科医師もしくは歯科衛生士より指導を実施 ②町内歯科医師による歯周病をテーマとした講演会の実施
気仙沼市	検診時に医療機関において、事後指導等を実施
南三陸町	歯科健診時に健診結果を活用しながら実施

⑥歯周疾患検診を実施していない理由を簡潔にお答えください。

なし(※全市町村実施)

⑦今後の歯周疾患検診の実施予定についてお答えください。

従来どおり実施予定	35
実施予定なし	0

⑧歯周疾患検診の受診率向上の為に行っていることをお答えください。

仙台市	個別通知、20歳・30歳の対象者に受診勧奨はがきの送付、ポスター制作・懸垂幕の掲示・SNS等で事業の周知など
大和町	企業や商業施設での検診ポスターの掲示 対象者全員に受診票を送付し、20、30、40歳の方には受診勧奨はがきを送付 検診チラシの地区回覧 町広報・ホームページへの掲載
大郷町	歯周病検診対象者への勧奨、広報やLINEを活用した周知。
富谷市	対象者への受診票の個別配布、市公式ホームページや広報誌での周知啓発、市内6公民館や公共施設にポスターの設置
大衡村	3か月の検診期間の中盤あたりに20、30、40、50、60歳の方へ受信勧奨のハガキを送付している。
塩竈市	市ホームページ等での周知
多賀城市	広報・SNS・チラシ等による受診勧奨、対象者全員に対す受診票送付
松島町	20歳・30歳に対してハガキで受診勧奨を行っている。
七ヶ浜町	LINEでの配信、検診申込案内に啓発チラシを同封した
利府町	対象者全員に受診票を送付 町国保、70歳、生保・非課税世帯の方は無料で受診可能
名取市	対象者への個別通知、歯科医療機関にポスター掲示、広報・(災害)FMなどりで歯周病歯科検診実施の周知
岩沼市	リーフレットや広報等での受診勧奨
亘理町	・対象者への個別通知 ・広報誌やホームページへの記事掲載、プッシュ掲載 ・歯科医師会の協力により、委託医療機関を町内限定から近隣2市2町にしている。
山元町	受診券、通知とともに受診勧奨としてチラシを同封している。町の広報に年度内2回掲載
大河原町	おしらせばんで周知、中間期にはがき送付し勧奨
村田町	・対象者年齢の拡大 ・対象者へ個別通知 ・広報での周知 ・検診受診後、歯ブラシと歯みがき粉をプレゼント
柴田町	対象者全員へ個別案内や受診券を送付。ポスター掲示、検診の実施について広報、ホームページに掲載。特に受診率の低かった20.30歳へ受診勧奨はがきを送付。健康づくりポイント事業の実施。
川崎町	個別通知、ポスター掲示、広報、HPに掲載 成人歯科健診後に歯ブラシ、染め出し綿棒をプレゼントしている
白石市	・検診期間終了2か月前に再受診勧奨通知を郵送。 ・広報誌での周知
蔵王町	未検者へハガキにて受診勧奨している。
七ヶ宿町	・広報誌への掲載 ・自己負担額0円 ・対象者への受診勧奨
角田市	乳幼児健診・がん検診・特定健診の会場でのポスター掲示、広報や健康教育での周知
丸森町	・受診票に、啓発パンフレットを同封し通知。 ・町の広報誌、ホームページでの周知。
石巻市	・イベント等でチラシを配布 ・申し込みをしている未受診者の方へ受診勧奨、健診対象となる転入者へも健診票と受診勧奨の文書を送付
東松島市	市報に歯科保健に関する啓発記事を掲載、歯科検診周知のためのポスターを市内公共機関に掲示
女川町	鑑賞はがきの送付、SNSでの受診勧奨
大崎市	対象者へ受診勧奨を兼ねて受診券を送付している
色麻町	個別通知の実施と未検者への再勧奨通知発送
加美町	検診期間中の広報紙での周知。

涌谷町	・健康増進法の歯周疾患検診対象者の無料化 ・健康増進法の歯周疾患検診対象者への受診勧奨チラシの配布 ・歯科健診実施期間中に未受診者への受診勧奨ハガキの送付 ・特定健診対象者へ「標準的な成人歯科質問紙票」の配布と結果の送付、「歯科受診勧奨」者への成人歯科健診の受診勧奨
美里町	20、30、40、50、60、70歳に「お口の健康と生活習慣に関する調査票」を郵送し、次年度の歯周疾患健診の申込みを同時に行えるよう申込みフォームや申込書を添付している
登米市	元気と健康宣言の一つとして、歯科健診を受ける取り組みを項目に入れており取り組んでいる。介護予防事業や健康教室において啓発している。
栗原市	・対象者全員に受診券とチラシを送付。 ・期間中に未受診者へ受診勧奨ハガキを送付。
気仙沼市	・対象者全員に個別通知、検診期間中盤に、未受診者に対し再通知を行っている。 ・市の広報紙に掲載、市公式ラインにて期間中毎月1回周知している。
南三陸町	45.55.65歳以外の対象の人に受診勧奨の実施。申込者には未受診者勧奨の実施。

⑨口の機能障害(食べられない・話せないなど)についてお答えください。

ア 口の機能障害に関しての相談を受けたことがありますか。

はい	11
いいえ	24

はいの場合その内容と対応についてお答えください。

仙台市	むせること増えたり、口の渇きを自覚するようになった など →むせや口渇の原因の説明と、口腔体操の実施
富谷市	口腔機能が問題だと考えられる場合は、歯科受診を促す。
松島町	「以前に比べて口の渇きが気になる」という相談を受けた。対応としては、耳下腺・顎下腺・舌下腺を刺激して唾液分泌を促すマッサージ方法を教えた。
名取市	成人・高齢者の歯科健康教育の時に以前より、食事の時にむせやすい(固いものが噛めない、口が渇く、飲み込みにくい)などの相談を受けて口腔ケアを行った。
柴田町	症状やその頻度など確認し、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第3版に沿って助言。
川崎町	義歯不適合、口腔乾燥、口内炎、歯周病、むし歯等必要時には歯科受診や往診に繋げる。
白石市	疾患の進行によって口腔嚥下機能が低下した対象者、支援者からの依頼で歯科衛生士が自宅等へ訪問。ケア方法の提案などを行い、必要時はリハ職へ繋げている。
丸森町	地域包括支援センターのケアマネジャーが担当するよう支援認定者等において、口腔内乾燥や欠損・片麻痺等による食事摂取の困難さや、口腔衛生保持について、歯科医師や歯科衛生士からブラッシング、舌苔除去法について助言をいただき、支援に活かしている。
石巻市	・総合的な相談としては窓口や健康教室の場で、「むせやすくなった」「以前よりも硬いものが食べにくくなった」「口が乾く」などの相談がある。 ・口腔体操や口腔ケアの実践、歯科医師の判断が必要な方には歯科受診を奨めている。
涌谷町	義歯の不具合、PやC等での口腔内に不具合のある人の状況を確認し、必要時は往診につなげる
南三陸町	嚥下機能評価と嚥下のリハビリについて相談があり、かかりつけ医につないだ。

イ 口の機能障害についての事業を行っていますか。

はい	17
いいえ	18

はいの場合その内容についてお答えください。

仙台市	オーラルフレイル予防の啓発、健康教育、個別相談
大和町	町の介護予防事業の一環として「出前講座」を実施しており、口腔ケアに関する項目を取り入れている。
富谷市	一般介護予防事業の中でオーラルフレイルの講話を行っている(高齢者)
多賀城市	地域リハビリテーション支援活動、出前講座
名取市	地域での介護予防教室や出前講座で、オーラルフレイル予防の大切さと口腔機能の維持向上に向けてのお口の体操を実践指導している。
亘理町	・高齢者対象の運動講座で口腔体操を実施している。(週1回15名程度参加) ・婦人団体の依頼で「口腔ケア」についての講話
柴田町	健康教育、歯科講話の実施
川崎町	介護予防の一体的事業や地区健康教室におけるオーラルフレイル予防対策 口腔機能を高めるための健口講話を実施している。

白石市	健康出前講座、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の中で、オーラルフレイルについての講話や口腔体操などを実施している。
角田市	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の中で、オーラルフレイルの健康教育や口腔機能測定を実施
丸森町	フレイル予防に関する健康講話の中で、オーラルフレイルについてブラッシング法や嚥下体操について説明している。フレイル健診において、口腔に関する検査を行い、歯科衛生士から個別助言指導を行っている。
石巻市	高齢者対象の健康教室において「食べる力・飲み込む力」をテーマに口腔機能を高めるための講話や口腔体操を取り組んでいる。
涌谷町	・高齢者の在宅療養者、入院・入所者への個人相談 ・地区活動等での健口講座の開催 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
登米市	介護予防事業で、口腔機能に関する内容で事業を行っている。
気仙沼市	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、オーラルフレイルについての講話や口腔体操を実施
南三陸町	お口パス体操

5.障がい児・者歯科保健

①障がい児・者入所施設での定期的な歯科健診事業を行っていますか。

はい	5
いいえ	30

いいえの場合、今後実施する予定はありますか。

はい	0
いいえ	30

②障がい児・者の歯科保健事業を行っていますか。

はい	6
いいえ	29

はいの場合その内容についてお答えください。

仙台市	障害児施設で歯科健診や歯科講話を実施している。障がい者施設からの依頼に応じて、健康教育の実施をしている。
松島町	・障がい児：年3回実施。歯科講話や歯みがき指導、個別歯科相談を実施している。 ・障がい者：障がい者施設利用者の保護者に対して事前アンケートを行い、個別に口腔チェックを行っている。
名取市	児童発達支援センターへの年1回実施予定 親子歯みがき実践指導、絵本、パペットを使ったの歯科保健指導、保護者への歯科講話と個別相談 障がい者福祉サービス事業所(生活介護)1か所への口腔ケアの指導を1回実施予定
川崎町	毎月口腔内の確認や自分にあつた歯科保健指導と保健師による軽体操を実施している。
石巻市	・関係団体、関係部署による検討会議の開催 ・障害福祉サービス事業所におけるアンケート調査の実施 ・障害福祉サービス事業所で歯科医師による歯科健診を実施 ・障害福祉サービス事業所で歯科医師及び歯科衛生士による歯科相談、口腔ケアを実施
栗原市	・施設利用者に歯科啓発資料の送付。 ・障害者福祉施設での歯科指導と歯科講話を実施。 ・障害者福祉関係機関と情報交換を実施。

③障がい児・者の利用できる歯科医院がありますか。

はい	29
いいえ	5

はいの場合その内容についてお答えください。

仙台市	障害の状態に応じて、地域の一般歯科医院・病院歯科や福祉プラザ歯科
富谷市	在住している地域内で対応しているか⇒いいえ 歯科医院（一般歯科・病院歯科）もしくは専門施設なのか⇒専門施設（仙台歯科福祉プラザ）
塩竈市	一般歯科
多賀城市	市内に障がい児・者歯科診療相談窓口を設置している歯科医院（一般医院）が2院ある。治療が必要な場合は、市外の専門医療機関に紹介する場合もある。
松島町	口腔状態の事前確認を行ったうえで、希望する歯科医院に連絡・相談し受診できる体制をとっている。また、地域の歯科医院や歯科医師会の訪問歯科診療に関する情報提供を行っている。
七ヶ浜町	一般歯科
利府町	塩釜医師会が窓口となり、対象者（希望者）に合った歯科医院を紹介している
名取市	市内の一部一般歯科医院 必要に応じて対応している
岩沼市	一般歯科
山元町	一般歯科、病院歯科
大河原町	一般歯科
柴田町	一般歯科、みやぎ訪問・救急ステーション
川崎町	一般歯科
白石市	市内にある一般歯科医院
蔵王町	一般歯科 地域外
角田市	一般歯科
丸森町	町内の歯科医院（一般歯科）や、東北大学病院障がい者歯科治療部（病院歯科）
石巻市	・石巻口腔健康センター内に障がい児・者歯科診療所を開設し、平成29年12月より、一般の歯科医療機関では対応困難な障がい児・者の歯科診療を石巻歯科医師会に委託して行っている。 ・他にも石巻市内で、軽度の障がい児・者を受け入れている一般歯科がある。
東松島市	石巻地域で障害児・障害者が歯科治療を受けられる（石巻障がい児・者歯科診療所）。市外ではあるが、市で事業負担金を出し、石巻歯科医師会の医師が診察している。
女川町	専門施設
大崎市	上記全て
色麻町	専門施設（大崎口腔保健センター）
加美町	一般歯科
涌谷町	一般歯科 専門施設
美里町	美里町内ではないが、大崎口腔保健センターで障害児・者歯科診療を実施しているため利用できる状況である
登米市	専門施設（市内の専門施設はないが、近隣市の専門施設はある。）
栗原市	一般歯科
気仙沼市	一般歯科医院にて対応している。受診後対応が困難な場合は専門の歯科医院等へ紹介を行っている。
南三陸町	一般歯科・病院歯科

④障がい児・者の歯科保健に関して問題点・要望があればお書きください。

仙台市	高齢者のみならず、通院が困難なすべての年代を対象に、診療していただく体制整備が必要と思われる。
名取市	障がい児・者の歯科保健や口腔ケア（対応、歯みがきの仕方）の実践的な研修を年1回実施してほしい
亘理町	重度身心障害者（児）や療育手帳が重度の判定を受けている方については、福祉プラザ（五橋）のクリニックや大学病院でしか歯科治療が受けられないと相談を受けることがある。 障害のある方が歯科治療について相談できるところがあると良いと感じている。
川崎町	医療、福祉、教育の連携不足で、口腔の問題は後回しになりがち 歯科保健情報、支援体制不足 受診、継続受診の困難さ 等
登米市	市内でどのくらい障がい児・者が対応できる歯科医院があるのか把握できていない。③の回答で車いすでの対応ができる歯科医院もある。障がいもどの程度まで対応できるのかわからないが、どの歯科医院も対応できる範囲では対応していると思われる。

6.救急歯科医療

①休日の救急歯科医療(日中)が確保されていますか。

はい(センター方式)	8
はい(在宅当番医方式)	21
はい(センター・在宅当番医併用方式)	1
いいえ	4
今後その予定がある	0
その他	1

②休日の救急歯科医療(準夜:概ね18:00~23:00)が確保されていますか。

はい(センター方式)	1
はい(在宅当番医方式)	0
はい(センター・在宅当番医併用方式)	0
いいえ	34
今後その予定がある	0
その他	0

③休日の救急歯科医療(深夜:概ね23:00~翌日8:00)が確保されていますか。

はい(センター方式)	0
はい(在宅当番医方式)	0
はい(センター・在宅当番医併用方式)	0
いいえ	35
今後その予定がある	0
その他	0

④平日の救急歯科医療(準夜:概ね18:00~23:00)が確保されていますか。

はい(センター方式)	0
はい(在宅当番医方式)	0
はい(センター・在宅当番医併用方式)	0
いいえ	35
今後その予定がある	0
その他	0

⑤平日の救急歯科医療(深夜:概ね23:00~翌日8:00)が確保されていますか。

はい(センター方式)	0
はい(在宅当番医方式)	0
はい(センター・在宅当番医併用方式)	0
いいえ	35
今後その予定がある	0
その他	0

7. 歯科保健推進体制

①各地区歯科医師会、保健所、行政機関等と協働して歯科保健事業を行っていますか。

はい	33
いいえ	1
予定している	1
その他	0

②歯科保健活動を実施できる施設が整備されていますか。

はい	27
いいえ	8

③貴市町村(行政職員として)に歯科医師はいますか。

はい	2
いいえ	33

	常勤	非常勤
仙台市	2人	4人
登米市	1人	-

④歯科健診に携わる歯科医師はどこに、どのようにして依頼していますか(複数回答可)。

県歯科医師会	0
地区歯科医師会	34
大学関係	0
個人歯科医師	2
行政歯科医師	0
その他	0

⑤貴市町村(行政職員として)に歯科衛生士はいますか。

はい	22
いいえ	13

⑥その歯科衛生士は十分活用されていますか。歯科衛生士の人数と業務内容をお答え下さい。

	常勤	非常勤	業務内容
仙台市	10人	5人	歯科保健事業の企画立案、幼児健診、歯科健康教育、歯科保健事業など
大郷町	0人	1人	歯科健康診査、歯科保健指導
富谷市	0人	4人	乳幼児検診の歯科診察の補助、母子保健事業での集団及び個別指導
塩竈市	0人	4人	乳幼児期の歯科指導
多賀城市	1人	6人	歯科保健事業全般
松島町	1人	0人	・乳幼児健診における集団・個別の歯科保健指導を相談への対応 ・幼稚園、保育所、小学校への巡回指導 ・障がい児、障がい者施設での指導及び相談 ・高齢者への介護予防のための歯科保健指導
利府町	0人	5人	1歳6ヶ月児健康診査、2歳6ヶ月児歯科検診、3歳児健康診査、親子相談、離乳食教室、栄養教室、出前講座、成人の健康相談等の各事業において、歯科保健指導や口腔チェックやブラッシング指導を実施している。
名取市	0人	2人	乳幼児歯科保健指導、保育所・小学校・成人・高齢者への健康教育、高齢者歯科訪問診察事業等
岩沼市	0人	3人	乳幼児歯科健診における歯科指導(個別・集団) 乳幼児相談、離乳食教室における相談対応・歯科講話 フレイル予防教室、出前講座での歯科講話

巨理町	1人	2人	・乳幼児健康診査や相談事業において、歯科保健指導や歯科健康診査の介助、フッ化物歯面塗布の実施 ・フッ化物洗口事業において歯科保健指導の実施 ・介護予防担当からの依頼に応じて歯科保健指導の実施 ・講話等歯科集団指導の実施
大河原町	1人	0人	母子健康事業、地区健康教育 保健事業と介護予防の一体的実施等
村田町	0人	2人	歯科保健事業全般(乳幼児健診・学校での歯科指導等) 介護予防事業等での歯科講話等
柴田町	2人	3人	常勤1名は管理職のため、歯科保健事業は主に常勤1名で行い、乳幼児健診や、フッ化物洗口事業、健康教育等に非常勤3名を含めた2～3名体制で従事している。
川崎町	1人	0人	歯科保健事業全般他
白石市	1人		歯科保健事業の企画立案、乳幼児健診時の診察補助・歯科保健指導、フッ化物洗口事業、成人歯科保健、高齢者歯科相談・個別訪問・歯科保健指導、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、健康出前講座(幼稚園保育園・学校・住民団体等)
角田市	0	2	歯科保健事業全般
石巻市	4人	0人	歯科保健業務全般を担当
大崎市	2人	2人	歯科保健事業全般、その他管理業務
涌谷町	1人	0人	歯科保健事業全般、班長業務
美里町	0人	1人	・歯周疾患健診での事後指導 ・乳幼児健診での歯みがき指導 ・地区での健康教育 ・小学校での健康教育 ・町立幼稚園での歯科健診結果の分析
栗原市	2人	1人	歯科保健事業全般
気仙沼市	2人	0人	歯科保健事業全般及びその他の業務

⑦歯科保健条例を制定されていますか。

はい	5
いいえ	30

制定済み				
名取市	大河原町	村田町	柴田町	栗原市

いいえの場合、制定する予定はありますか。

はい	1
いいえ	29
未定	0

8.その他歯科医師会に対してご要望があればお書きください

利府町	成人の歯周病検診について、県内どの歯科医療機関でも受診できる体制を希望します。
登米市	行政での健康づくり事業や乳幼児健診に協力していただける歯科衛生士が少なく事業対応が年々難しくなっている。協力していただける歯科衛生士が増えると良い。また、協力していただける歯科衛生士を紹介等していただきたい。

総 括

令和 8 年 4 月

人生 100 年時代に健康寿命の延伸のためにも口腔の健康の重要性はより高まってきています。生涯にわたる歯・口腔の健康が社会生活の質の向上に寄与すること、また歯・口腔の健康と全身の健康との関連性についても研究結果が報告されており、歯科口腔保健の重要性は広く周知されています。歯科医師会はじめ行政・関係団体は、歯・口腔の健康づくりへの取組をさらに強化していくことが求められています。

平成 22 年 12 月施行の「宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づいた「第 3 期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」が令和 6 年 3 月に策定されました。

第 3 期計画では、生まれてから死ぬまでの生涯を、「妊産婦期・乳幼年期」（育つ時期）、「少年期」（学ぶ時期）、「青年期・壮年期」（巣立つ時期～働く時期）、「中年期・高年期」（熟す時期～稔る時期）、「障がい児・者」の 5 段階に大別した上で、ライフステージに対応した県の取組の方向性と内容を示しています。むし歯および歯周病について、それぞれのライフステージごとの特性とライフコースアプローチを踏まえた歯科口腔保健施策を推進していきます。

また、「第 3 次みやぎ 21 健康プラン」の基本理念である「県民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎの実現」に基づき、すべての県民の心身全体の健康保持に関わる歯と口腔の健康づくりを推進するため、市町村をはじめとする関係機関と連携・協働しながら設定された各項目の指標達成を目指して施策を推進していきます。

本アンケート調査（2006～2025 年）は、宮城県内 35 市町村（回答率 100%）における歯科保健事業進捗状況の把握・検証を目的としています。項目毎に、各市町村の保健施策の詳細が記載されていますので、過去のアンケート結果も併せて歯科保健活動推進の参考にしていただければ幸いです。

1 妊産婦期

妊産婦の歯科保健健診は 77%の市町村で実施されており、その実施時期は「妊娠中」が 77%、「安定期」が 20%でした。妊産婦への歯科保健指導は 91%の市町村で実施されています。

指導形態は、集団指導に加え、個別指導や訪問指導を行う自治体もあり、積極的な取り組みがうかがえました。また、カリエスリスク検査や歯ブラシセットの配布など、受診につなげる工夫も見られました。

多くの自治体では、母子手帳交付時や妊婦歯科健診時に集団・個別指導を実施しており、リーフレットによる情報提供や事後アンケートを行う例も確認されました。指導内容は、妊産婦自身の口腔衛生や食生活に関する事項に加え、母体の栄養や胎児・乳児の歯の発育に関する内容まで幅広く含まれていました。

妊産婦期は、本人のみならず子どもの健康にも大きな影響を及ぼす重要な時期です。また、働く女性の増加に伴い、育児支援の充実が求められています。

一方で、歯科保健事業における人材・財源の確保が課題となっています。昨年は健診・保健指導を実施しない自治体が 1 つ増加しました。

令和7年4月には子ども・子育て支援法に基づき、「妊婦支援給付金」の支給および妊婦等包括相談支援事業が開始されており、歯科保健指導を推進する好機と考えられます。

各自治体に委ねられている保健指導内容については、地域間格差の解消を図るため、統一した指針の提示が求められます。これを受け、宮城県では東北大学大学院歯学研究科および宮城県歯科衛生士会の監修のもと、宮城県歯科医師会と共著によるパンフレット「妊娠期からはじめるお口の健康～子どものお口の健康は妊娠中から～」を令和7年1月に改定しました。歯科保健指導の際に、ぜひご活用ください。

2 乳幼児期

1歳6か月児健診および3歳児健診は、母子保健法第12条に基づき市町村に実施が義務付けられている法定健診です。一方、2歳6か月児健診をはじめとするその他の時期の健診は任意とされています。

しかし、1歳6か月児歯科健康診査前に歯科健康診査および歯科保健指導を実施している自治体は85%を超えており、その内訳は、保健指導のみが71.4%、健診と保健指導の併用が14%でした。いずれも実施していない自治体は14%でした。

また、1歳6か月児から3歳児歯科健康診査までの間に歯科予防処置を実施している自治体は80%であり、そのうち70%がフッ化物歯面塗布を実施していると回答されました。そのほか、染め出しやブラッシング指導の実施、シーラント処置を行っている自治体もありました。

2024年歯科疾患実態調査における3歳児の一人平均う蝕歯数は全国平均0.3本でした。これを下回った市町村は14市町村(40.0%)であった一方、60.0%の市町村では全国平均を上回っていました。

フッ化物応用を実施している自治体の割合は、1歳6か月までが14.3%、1歳6か月から3歳までが82.7%、3歳から就学時歯科健診までが57.1%であり、乳歯萌出後早期から応用を行っている自治体が多いことが示されました。

これらの施策は、う蝕減少に寄与していると考えられますが、2024年における宮城県の3歳児のdftは0.31で、全国37位にとどまっています。

本アンケート調査で、歯科保健事業の一環としてフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口のいずれも行っていない、実施が難しい理由として「保護者の理解不足」「自治体の体制整備の遅れ」「地区歯科医師会との連携」など、課題が提示されました。

令和3年3月に公表された日本口腔衛生学会による厚生労働省「口腔保健に関する予防強化推進モデル事業」(自治体におけるフッ化物応用によるう蝕予防対策の長期的影響の検証)では、幼少期に園や学校でフッ化物洗口を経験した者は、成人期においてもう蝕経験歯数が少なく、実施期間が長いほどその効果が高いことが報告されています。

これらをふまえ、個々の生活環境に左右されにくい保育所・幼稚園等の集団において、年齢に応じたフッ化物応用の早期開始および長期的な活用について、普及啓発および歯科保健指導の推進が望まれます。

さらに、令和4年4月の児童福祉法改正の施行により、市区町村において母子保健機能と児童福

祉機能を一体的に提供し、妊産婦および子育て家庭に対する切れ目のない包括的・継続的支援を行うことを目的として、こども家庭センターが創設されました。本センターを拠点とした一貫した支援体制の構築を推進する必要がさらに高まっています。

3. 学齢期

学齢期における歯科保健事業の主管は、文部科学省、都道府県教育委員会および市町村教育委員会であり、学校保健安全法に基づき、長年にわたり歯科保健指導が推進されてきました。その結果、宮城県における一人平均むし歯数およびむし歯有病率はいずれも着実に減少しています。

今後は、児童生徒に対するむし歯や歯肉炎等の治療勧告にとどまらず、発達段階に応じた口腔機能の向上や食育の重要性についても取り組む必要があります。そのため、学校歯科医が学校教育の場に積極的に参画することが期待されています。

2024年歯科疾患実態調査における12歳児の一人平均DMF歯数（DMFT指数）は全国のデータは0.6本でした。一方、2021年学校歯科健診における宮城県の12歳児の一人平均DMF歯数は0.9本で、全国37位でした。

これらの状況を踏まえ、個別対応に加え集団全体への働きかけを重視したアプローチの推進が必要と考えられます。

4. 成人期・高齢期

歯周疾患検診を主とした成人歯科健診は、すべての市町村（100%）で実施されていました。歯周疾患検診の対象年齢区分は、10歳刻み（20・30・40・50・60・70歳）で実施している自治体が62.9%、5歳刻みが14.3%、その中間的な区分が22.9%でした。

実施方法については、すべての自治体が歯科医師会へ委託していました。歯周疾患検診の受診率は1.1%～64.9%と自治体間で大きな差が認められました。

事後措置・指導としての「重点健康相談（歯周疾患）」は、委託医療機関で実施している自治体は37%であり、医療機関における個別指導が中心でした。一方で、市町村独自のプログラムや講演会を企画している自治体も散見されました。また、訪問や電話によるフォローを実施している自治体では、受診率が比較的高い傾向が認められました。

受診率向上に向けては、各自治体においてホームページやSNSの活用、リーフレットの配布、はがきの送付、受診後のインセンティブの周知など、さまざまな工夫が行われていました。

成人期・高齢期における「歯と口腔の健康に関する自己管理」は、対象者およびライフステージによって異なる特徴があります。この時期の各自治体における歯科保健事業の軸は節目歯周疾患検診であり、令和6年度からは健康増進法に基づき対象年齢に20歳および30歳が追加されました。

各自治体において受診率向上に向けたさまざまな対策が講じられているものの、歯周疾患検診の受診率には自治体間で大きな差が認められました。この要因について検討し、良好な運営を行っている自治体の取り組みを横展開することが必要であると考えられます。

成人期は、多くの者が歯周病に罹患し、これにより現在歯数の減少が進行する時期であるにもか

かわらず、行政による歯科保健活動との接点が比較的少ない時期でもあります。今後は、行政・職域、研究機関等の関係機関の連携により、成人期における疾病予防対策を強化する必要があります。ポピュレーションアプローチと、かかりつけ歯科医による専門的個別のケアの両面から、歯周疾患検診が全身の健康維持に寄与することを継続的に発信していくことが重要であり、良好な口腔機能を維持したまま高齢期へ移行することが課題としてあげられるでしょう。

一方、口腔機能低下症への対策については、口腔機能に関する事業を実施している市町村は48.6%にとどまり、半数に届きませんでした。内容としては、オーラルフレイルに関する個別相談・指導、啓発セミナーや集団指導、口腔機能測定、予防・リハビリテーションの実施など、多様な取り組みが行われていました。

口腔機能障害（摂食・嚥下や発話の困難等）は幅広い年齢層に認められますが、アンケート結果からは主に高齢者からの相談が多いと推察されました。特に注目すべきは、「硬いものが食べにくい」「むせやすい」「口腔乾燥」「飲み込みにくい」などの軽微な機能低下、いわゆる「オーラルフレイル」についての相談が多く報告されていました。

フレイルは健康と要介護状態の中間に位置し、その前段階にあたるオーラルフレイルは可逆性を有する点が特徴です。すなわち、本人のみならず家族、かかりつけ医、かかりつけ歯科医師、医療従事者等が早期にオーラルフレイルを認識し、連携して適切な介入（治療および予防）と支援を行うことで、社会的つながりを維持しつつ、高齢期においても良好な健康・口腔の維持が可能となります。その結果として、健康寿命のさらなる延伸が期待されます。

5 障がい児・者歯科保健

障がい児・者入所施設において定期的な歯科健診事業を実施している市町村は14.3%、歯科保健事業を実施している市町村は17.1%であり、妊婦・乳幼児や成人に対する歯科保健事業と比較して、事業推進の難しさがうかがえました。

一方で、82.9%の自治体は利用可能な歯科医療機関との連携が図られており、地域内に該当施設がない場合には、二次医療圏内の医療機関を活用している状況がみられました。

障がい児・者の歯科保健に関する主な課題・要望は以下のとおりでした。

- ・高齢者に限らず、通院が困難なすべての年代を対象とした歯科診療体制の整備が必要
- ・障がい児・者の歯科保健や口腔ケア（対応方法や歯みがき方法等）に関する実践的な研修を、定期的実施してほしい。
- ・重度心身障害児（者）や療育手帳で重度判定を受けている者については、限られた医療機関（福祉プラザ（五橋）のクリニックや大学病院等）でしか歯科治療を受けられないとの相談がある。また、歯科治療に関する相談窓口の整備が求められている。
- ・医療・福祉・教育の連携不足により、口腔の問題が後回しになりやすく、歯科保健に関する情報提供や支援体制の不足、受診および継続受診の困難さが指摘されている。
- ・地域内において、障がい児・者に対応可能な歯科医療機関の把握が十分でない。車いす対応が可能な医療機関も存在するが、対応可能な障がいの程度については不明確な点が多い。

障がい児・者の歯科保健は、専門的知識を有する人材および医療設備の確保が困難であることが

ら、広域的な医療機関への依存度が高く、自治体間での取り組みに格差が生じやすい分野です。

今後は、近隣自治体との連携を強化し広域連携による専門的歯科医療体制の整備に加え、通院困難者への対応および、かかりつけ歯科医による継続的予防管理の充実が重要です。

6. 救急歯科医療

休日の救急歯科医療（日中）について、在宅当番医方式が 97%で、センター方式が 22.9%でした。平日の準夜（18：00～23：00）、休日の深夜（23：00～翌日 8：00）はいずれの自治体でも救急医療は確保されておらず、休日の準夜（18：00～23：00）が 1 市町村で確保されているのみでした。

7. 歯科保健推進体制

各地区歯科医師会、保健所、行政機関等と協働して歯科保健事業を行っているという自治体は 94.3%であり、全数とはなりません。歯科保健活動を実施できる施設は 77.1%が整備されていると回答しました。行政職員として勤務している歯科医師は 5.7%、2 市町村にとどまり、歯科衛生士は 62.9%の市町村に配置されていました。

歯科衛生士の平均人数は常勤 2.0 人、非常勤 3.0 人、業務内容については歯科保健全般と多岐にわたっています。

歯科保健推進体制において、県内では 5 自治体のみが歯科保健条例を制定しています。条例の制定までの議論の過程は、住民の方々と行政の意識改革を促し、自主的かつ円滑に歯科保健事業が推進されると考えられます。



国の医療政策の一つである 8020 運動について、令和 6 年歯科疾患実態調査（2024 年）でその達成率は 61.5%となっています。健康日本 21（第二次）（2013 年、平成 25 年度から 10 年間の計画）が掲げた「2022 年度までに 50%」という目標を早く達成しました。

口腔機能を維持することにより、生活習慣病や認知症の発症リスクの低下、免疫力や身体機能の維持向上が報告されています。歯科保健事業の推進は健康寿命の延伸に貢献し、医療経済効果の可能性が期待できます。

「第 3 期宮城県歯と口腔の健康づくり計画」は計画期間を令和 6（2024）年度から令和 17（2035）年度までの 12 年間とし、令和 11（2029）年度に中間見直しを行うこととなっています。

厚生労働省を含め関係団体等とともに国民の歯・口腔の健康の獲得・維持・増進および健康寿命の延伸に資するため、生涯を通じた歯科健診の実効化を含む歯科口腔保健の推進がさらに求められます。今後の様ざまな動向を踏まえて計画に順次取り組んでいく必要があると考えます。

ご多忙にもかかわらず、本アンケート調査にご協力していただいた各市町村の担当部署職員の皆様には、心より感謝申し上げます。蓄積されたデータは、これから求められる歯科保健事業推進に大きく貢献できるものであり、有効に活用させていただきます。